

中学校・高等学校の運動部活動における体罰

Corporal Punishments in Athletic Club Activities of Junior High Schools and High Schools

富江 英俊

TOMIE, Hidetoshi

はじめに

本稿は、中学校・高等学校の運動部活動において、体罰がどの程度行われているかを質問紙調査によって明らかにし、運動部活動の今後にあり方について考察することを目的としている。

運動部活動には、多くの中学生や高校生が加入しており、教育上大きな意義があることは、言うまでもない。「試合に勝つ」「記録を伸ばす」といった目標を掲げ、一つの競技に打ち込み、毎日コツコツと練習し、チームワークや友情を育み、試合にはフェアプレーで臨み、結果を出して達成感を得る、といったところが評価されるのである。

一方で、運動部活動は体罰の温床だともされている。体罰とは、殴る・蹴る・立たせる・正座を長時間させるといった身体的苦痛を伴う罰であり、学校教育法第11条によって禁止されている。しかし、実際の運動部活動の現場では、指導者である教員が生徒へ体罰を加えることが、日常的に起こっているとされている。禁止されているはずの体罰が、どの程度行われていて、なぜなくなるのか。本稿では、質問紙調査の分析を中心に、この点

を考察していきたい。その知見をふまえたうえで、望ましい部活動のあり方とはどのようなものかを考えていくことにしたい。

本稿は以下のような構成となっている。第I章では、本研究についての先行研究を概観する。第II章では、本研究で行った調査の結果を分析し、第III章では、その分析結果を考察する。最後の第IV章では、今後の部活動のあり方について述べる。

I 運動部活動と体罰についての先行研究

1 大学生を対象とした回顧的な質問紙調査

本研究では、大学生を対象として、中学・高校時の運動部活動の体験を回顧的に聞く質問紙調査を行う。同様のフレームワークで行った先行研究としては、表1のようなものが挙げられる¹。原則として1990年以降の調査で、調査対象者数がある程度多いものを選んだ。

調査の結果としては、どの研究も大体同じようなものである。運動部に加入していた者の体罰経験率は、表1にある通りで、最も少ないもので12.8%、最も多いもので43.8%となっている。体育専攻の学生を対象とした調査では、体罰経験率が高くなる、という傾向がある。

キーワード：運動部活動、体罰、暴力、質問紙調査

Key words : corporal punishment, athletic club activity, violence, questionnaire survey

表1 中学・高校時代の運動部活動における体罰についての回顧的調査の先行研究

論文名	調査時期(年)	調査対象者	対象者数	体罰経験率
阿江(1990)	(不明)	東京女子体育大学1年生	268	中学36.4% 高校37.9%
楠本他(1998)	1996	A大学(体育専攻)	706	43.8%
野地・吉田(1996)	1996	K大学教育学部生	135	38.5%
安田(1999)	1996	国立大学生・私立大学生・私立短大生	516	12.8%
杉山(1997)	1996	教育学部生・看護学校生	299	中学29.0% 高校17.9%
高橋・久米田(2008)	2006	奈良教育大学学生	278	中学20.0% 高校16.6%

表2 本調査の調査対象者・分析対象者

	女子体育大学	共学体育大学	一般大学	計
調査対象者	277 (100.0%)	147 (100.0%)	139 (100.0%)	564 (100.0%)
中学運動部加入者(中途退部者含む)	246 (88.8%)	131 (89.1%)	111 (79.9%)	489 (86.7%)
高校運動部加入者(中途退部者含む)	242 (87.4%)	133 (90.5%)	83 (59.7%)	458 (81.2%)

注：計には、大学名の無回答者1名を含む

2. 理論的考察

調査以外の研究で、運動部活動の体罰について考察している先行研究として、坂本(1995)、舛本(2001)を挙げる。坂本(1995)は体罰研究の代表的著書であるが、1章を「体育と体罰」として、その中で運動部活動の体罰についても触れている。坂本は、運動部活動に体罰が多い理由として、言葉や理解を軽視し「体で覚える」ことを重視する、教師と生徒の身体的接触がもともと多い、結果がすべての勝利至上主義、体罰とハードなトレーニングの境界があいまいな根性主義などを挙げている。舛本(2001)は、体育教育の概説書の中で「学校運動部論」について述べている。舛本は、運動部活動には、戦前の軍隊に代表される「戦う身体」の精神文化が今日まで基本的に続いているとし、年功序列主義や勝利至上主義などと並んで、体罰やしごきが容認される精神文化があるとしている。

II 部活動における体罰経験

—本研究での調査の分析—

1 調査の概要

本研究での調査対象は、女子のみの体育大

学(以下「女子体育大学」と記述)、共学の体育大学(以下「共学体育大学」と記述)、体育学部以外の文系学部を持つ総合大学(以下「一般大学」と記述)の3大学とした。運動部活動の体罰という観点であるために、中学・高校時において運動部に加入していた割合が高いと予想される体育大学の学生を中心とした。

調査は、2006年11月～2007年1月にかけて行った。講義に出席している学生を対象に、教室での集団自記式で行い、有効回答者数は564名であった。その中から、中学校時と高校時、それぞれに運動部であった者のみを、分析対象とした。各大学の分析対象者数は、表2のとおりである。女子体育大学と共学体育大学は、中学・高校ともに9割程度が運動部に加入している。一般大学は、中学が8割、高校が6割程度の加入率であった。西島(2006)は部活動の加入率について、様々な地域で大規模な調査を行ったが、それによれば運動部加入者は、中学では68.0%、高校では44.8%となっている。本調査は、体育大学に入学した学生が調査対象者の多くを占めているため、この調査よりは高めに運動部加入率が出たと考えられる。なお、「部活動加入者」

中学校・高等学校の運動部活動における体罰

には、途中で退部した者も含まれる。分析対象者のうち途中退部者の占める割合は、中学では分析対象者の6.1%、高校では3.9%であった。以下の分析では、ずっと加入していた者も中途退部者も同様に分析対象とする。

2 体罰経験者の割合

何をもって体罰とするかは難しいのであるが、ここでは、先行研究での体罰の定義や、本調査の予備調査として行った体育大学学生へのインタビュー調査を参考として、次のような行為を体罰ととらえることとした。「体を殴られたり蹴られたりした」「ボールなどの物を投げられた」「罰として、正座・ランニングなどをさせられた」の3つである。本

研究では、これらの行為を「体罰経験」と呼ぶことにしたい。どの程度の学生が、体罰経験があるかをみたものが表3である。上記3つの行為を、一つでも受けたことがある者は「体罰経験がある」とみなすが、中学で39.1%、高校で44.2%である。半数弱の者が運動部活動で、体罰を受けていた。前章で紹介した先行研究と比較すると、体育専攻の学生を対象とした、体罰経験率が高めに出た調査での割合と、大体同じと言える。

実際にどのような体罰であったかについて、「自分が見た（あるいは経験した）中で、ひどいと思った体罰はありましたか？」という質問文で、自由記述欄を設けた。典型的と考えられる回答は、表4のようなものである。

表3 運動部活動における体罰経験の割合（単位：%）

	中学	高校
体を殴られたり蹴られたりした	19.2	24.0
ボールなどの物を投げられた	22.7	24.6
罰として、正座・ランニングなどをさせられた	26.6	32.7
上記3つのうち、1つでも該当する者（体罰を受けた者）	39.1	44.2

表4 体罰の例

高校の時に、顧問に頭突き、蹴り、首絞めとかたくさんありました。
部活の時①練習試合で負けてはマズイ試合であり、負けてしまい往復ビンタをレギュラーのメンバー全員でされた。②合宿で、プレーがうまく出来なかった時、一人ずつ、取るのに不可能なボールを追いかけるとボールをたたきつけられた。みんな過呼吸になったが、ほっとかれた。
部活動（他の学校）の先生ですが、パイプイスを蹴って生徒にあたりそうだった。他の学校の部活動の先生が、ひたすらビンタをしていた。
中学1年の時、男子の部活の生徒がイスを投げられていた。部活で男女ともミニホワイトボードで頭をたたかれていた。違う高校の先生がバレー部で、できなかつたり、点が決められないと、髪の毛をつかんでひきずりまわしていました。サッカー部の顧問が部員を殴ることがよくあった。中には跳び蹴りをした場面も。
中学の時、女子バスケ部の顧問の先生は、試合に負けると部員を床の上に1時間以上正座させたり、練習中ボールを投げつけたり、髪の毛をひっぱたりしていた。
高校の部活の時、首を絞められた。男子は往復ビンタや蹴りは当たり前のようにやられていた。パイプイスを投げられることもあった。
高校の時、部活中、往復ビンタは当たり前だった。モモを蹴られて立てなくなった。ボールを顔に当てられた子もいた。こういう体罰が重荷だった。
部活で毎日ボコボコ殴られた。
部活の試合中に女子生徒の髪の毛を引っ張ってコートの外に出していたこと。
野球部員全員が顔をたたかれ走らされた。

殴る、蹴る、往復ビンタ、ボールやイスを投げられるなどが目立っている。

3 大学別・性別による差異

大学別による違いは、表5のようになった。中学時では、女子体育大学の体罰経験の割合が多いが、統計的有意とはなっていない。高校時では、共学体育大学、女子体育大学、一般大学の順に多く、1%水準で有意となった。体育大学に進む学生は、高校時の部活動で体罰を受けた割合が高いということであるが、これをどう解釈するかについては、後章で検討する。

性別による違いは、表6である。中学では女子が、高校では男子が、体罰経験の割合が高いが、有意差とはなっていない。

4 種目別による差異

本調査では、中学・高校時に加入していた運動部の種目名(運動部名)を、自由記述により質問している。中学・高校のそれぞれで、10名以上の加入者があった部にしぼり、体罰経験の割合を示したものが、表7-1(中学)、表7-2(高校)である。中学・高校とも野球・バ

レーボールといった団体競技の球技で体罰経験率が高く、陸上・テニスなどの個人競技では低くなっている。この違いは様々に解釈できようが、団体競技は、集団としてのチームを統制する必要がより大きいため、体罰が行われる可能性が高いことが考えられる。

表7-1 中学時の部活種目と体罰経験率

種目	体罰経験率 (%)	母数
バレーボール	71.0	62
バドミントン	50.0	18
野球	48.8	43
ハンドボール	45.5	11
剣道	42.9	14
ソフトボール	40.7	27
バスケットボール	40.0	105
新体操	40.0	10
水泳	36.4	11
サッカー	29.4	34
ソフトテニス	25.0	36
テニス	22.7	22
卓球	21.1	19
陸上	20.4	54

表7-2 高校時の部活種目と体罰経験率

種目	体罰経験率 (%)	母数
バレーボール	70.5	44
野球	67.4	43
体操	63.6	11
ハンドボール	61.5	13
バスケットボール	59.3	86
サッカー	45.7	46
ソフトテニス	38.1	21
ソフトボール	33.3	24
ダンス	26.3	19
バドミントン	22.7	22
水泳	18.2	11
テニス	17.6	17
陸上	17.4	46

表5 大学別 体罰経験の割合 (単位: %)

	女子体育大学	共学体育大学	一般大学	
中学時体罰経験者	43.9	34.4	33.3	p=0.075
高校時体罰経験者	43.8	52.6	31.3	p=0.009

注: p値は、カイ二乗検定危険率。以下表6、表8も同じ。

表6 性別 体罰経験の割合 (単位: %)

	男子	女子	
中学での体罰経験者	35.2	40.8	p=0.237
高校での体罰経験者	49.7	41.2	p=0.090

5 部活動の雰囲気による差異

次に、運動部の雰囲気から検討してみる。前述の先行研究において体罰を生み出しやすいとされている運動部の雰囲気(主義や体質)を質問した。「大会やコンクールなどで『勝ちたい』『入賞したい』という思いが強かった」と「誰がレギュラーになるかで競争が激しかった」を勝利至上主義の指標とした。「練習・活動は苦しかった(大変だった)」を根性主義の指標とした。「先輩後輩関係は厳しかった」と「指導者(顧問の先生、監督)

に誰も逆らえなかった」を、民主的な組織であるか否かをみた。雰囲気の質問は、すべて4件法で行った。

これらの質問と、体罰経験との関連が、表8である。中学・高校とも、すべての質問において、非常にはっきりとした傾向となった。勝利至上主義・根性主義が強い、民主的でない運動部ほど、体罰が行われている率が高いのである。おおむね先行研究での指摘と合致する結果といえよう。

表8 部活動の雰囲気による体罰経験率の違い

(表内の数字は体罰経験率。単位:%)

	中学	高校
a 先輩後輩関係は厳しかった		
1. とてもあてはまる	58.9	65.0
2. まああてはまる	42.2	49.6
3. あまりあてはまらない	29.7	34.2
4. まったくあてはまらない	27.1	26.4
b 練習・活動は苦しかった(大変だった)		
1. とてもあてはまる	56.6	58.6
2. まああてはまる	32.7	33.3
3. あまりあてはまらない	22.3	24.2
4. まったくあてはまらない	29.0	5.9
c 大会やコンクールなどで「勝ちたい」「入賞したい」という思いが強かった		
1. とてもあてはまる	46.0	52.6
2. まああてはまる	34.4	28.9
3. あまりあてはまらない	13.5	20.0
4. まったくあてはまらない	30.0	12.5
d 誰がレギュラーになるかで競争が激しかった		
1. とてもあてはまる	46.8	62.1
2. まああてはまる	50.3	44.4
3. あまりあてはまらない	28.9	28.3
4. まったくあてはまらない	26.8	23.6
e 指導者(顧問の先生、監督)に誰も逆らえなかった		
1. とてもあてはまる	59.5	63.9
2. まああてはまる	47.3	46.6
3. あまりあてはまらない	24.3	30.4
4. まったくあてはまらない	21.1	13.8

注：中学・高校ともにすべての質問で、 $p=0.000$

Ⅲ 調査結果の考察

—スポーツと暴力性—

本研究の質問紙調査の分析結果をまとめてみる。半数近くのものが運動部活動において体罰を経験しており、体育大学進学者が所属していた部活動、団体競技、勝利至上主義・根性主義・非民主的な部活動で、体罰が多くなっていると言えよう。

この結果をどう解釈すればいいのか。一言でまとめると、「部活動におけるスポーツは、暴力と関連性が高い。」と考えることにしたい。菊（2001）は、体育と暴力の関係について、近代学校の特徴や、生徒指導上の必要性から、「体育＝暴力」という構図が出来上がってしまったことを指摘し、これからの体育教育のためにはこの構図を脱構築すべきと述べている。つまり、体育は本質的には暴力ではないということである。教科である体育と運動部活動は異なる面もあるが、この菊の主張は、運動部活動にも基本的にはあてはまり、大変示唆的である。筆者の意見としては、菊と同じく、運動部活動（ひいてはそこで行われているスポーツ）には、本質的には暴力性はないと考えている。しかし、体罰がこれだけ横行していることと、体育教師が運動部活動の中心的な担い手であることは事実であるので、「運動部活動＝暴力」という構図が出来上がって、あたかもそれが本質のごとく見えてしまっているわけである。

従って、運動部活動に打ち込もう、その競技を極めようとすればするほど、本質的には別の次元のことである暴力、すなわち体罰が生まれてくるという連関があるわけである。体育大学進学者が所属しているあるいは、勝利至上主義・根性主義・非民主的といった部

活動は、それだけ「高度な部活」「本格的な部活」と言ってよいであろう。その結果、体罰となるのである。また、団体競技で体罰が多いことは、集団をコントロールする手段として、即効性がある、安易に実行できる体罰が使用されていると考えられる。団体競技が個人競技に比べてもともと暴力性が高いということはいいので、ここでも運動部活動と暴力のつながりの強さが説明できると考える。

Ⅳ おわりに

これからの運動部活動はどうあるべきかについて、最後に述べておきたい。学校にとって、教師や生徒にとって大切なものである運動部活動が、本研究でみたように暴力性を持ち体罰が蔓延しているということは、望ましい状態ではない。基本的なことではあるが、「運動部活動とは何か？」を当事者たちが徹底的に考える必要があるであろう。

立ち返るべきひとつの手がかりは、学習指導要領の部活動の記述である。これまでは直接の記述はなかったのであるが、今回（2008年）の改訂において、中学校学習指導要領解説の総則に、次のような部活動についての記述が加えられた^{2）}。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

特に冒頭の、「生徒の自主的、自発的な参加」という箇所に注目したい。この意味は、好きな種目に、任意参加で入るということだけで

はないはずだ。この記述からは、「民主的」であることが求められているのである。運動部活動の当事者たちが、自らの経験や、自らが置かれている場を相対化し、改善していくことは、大変に難しいことは予想されるが、運動部活動から暴力性を切り離し、本来のスポーツの楽しさを積極的に取り入れることが、体罰をなくすことにつながると考えられる。今後の関係者の取り組みに期待したい。

V 謝 辞

本研究における調査は、財団法人文教協会からの助成を得て実施した。また、調査に協力して頂いた学生にお礼申し上げる。

注

- 1 同一の執筆者が、類似の研究を行い、何回かに分けて発表している場合があるが、ここでは、最も代表的なものを取り上げた。
- 2 文部科学省のHP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chukaisetsu/index.htm を参照。

参考文献・引用文献

- 阿江美恵子 (1990) 「スポーツ指導者の暴力的行為について」『東京女子体育大学紀要』第25号、pp.9-16
- 阿江美恵子 (1991) 「暴力を用いたスポーツ指導の与える影響 —学生への追跡調査より—」『東京女子体育大学紀要』第26号、pp.10-16
- 阿江美恵子 (1995) 「学校期の競技スポーツ指導における体罰 —面接法による調査—」『東京女子体育大学紀要』第30号、pp.85-91
- 菊幸一 (2001) 「体育と暴力」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社、pp.104-122
- 桐田清秀 (2000) 『学校生活指導を考える』三学出版、

p.93

- 楠本恭久・立谷泰久・三村覚・岩本陽子 (1998) 「体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究 —被体罰経験の調査から—」『日本体育大学紀要』第28巻1号、pp.7-15
- 楠本恭久 (1999) 「懲戒と体罰」楠本恭久編著『生徒指導論12講』福村出版、pp.61-72
- 舛本直文 (2001) 「学校運動部論 —「部活」はどのような身体文化を再生産してきた文化装置なのか」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社、pp.262-280
- 宮田和信 (1994) 「体育専攻学生の体罰意識」『鹿屋体育大学学術研究紀要』第11号、pp.219-230
- 西島央編著 (2006) 『部活動 —その現状とこれからのあり方』学事出版
- 野地照樹・吉田武男 (1996) 「スポーツ系の部活動における体罰の諸相とその背景に関する予備的考察」『高知大学教育学部研究報告』第52号、第1部、pp.129-138
- 坂本秀夫 (1995) 『体罰の研究』三一書房
- 沢田和明 (2001) 「体育教師論 —体育教師はどのように作られ、利用されてきたか—」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』、世界思想社
- 杉山緑 (1997) 「教育学部生の体罰意識に関する考察 (3) 学生へのアンケートをもとに」『山口大学教育実践センター研究紀要』第8号、pp.13-26
- 高橋豪仁・久米田恵 (2008) 「学校運動部活動における体罰に関する調査研究」『奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』、第17号、pp.161-170
- 安田勉 (1999) 「体罰体験とその意識 —大学生の意識調査から—」『青森県立保健大学紀要』第1号、第2巻、pp.151-162